平成３０年（フ）第３０号
福島県会津若松市北会津町東麻生686番地
債務者　坂内　初恵
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
群馬県高崎市下豊岡町860番地２　スプリングフィールド105号室
債務者　竹渕　育美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１８２号
埼玉県川越市寿町２丁目2591番地　（市営住宅Ｋ２－306号室）
債務者　白井　留代
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１３号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目53番地１
マ・メールロアⅡ101号
債務者　服部　隆起
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２０号
静岡県三島市谷田（小山押切）1251番地の３
ヴェルハウズンＢ－202、前住所三重県四日市市川北１丁目16番６－２号　サンフィオーレＢ－203
債務者　足立理奈子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
静岡県三島市谷田（桜ケ丘）1062番地の３
エトワール花の木Ｂ－101
債務者　渡邉たか子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
愛知県安城市昭和町18番26号　昭和レジデンス２．201
債務者　鈴木　初美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
愛知県安城市昭和町18番26号　昭和レジデンス２．201
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
愛知県西尾市一色町対米蒲池13番地
債務者　榊原　光泰
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
愛知県豊田市上野町４丁目５番地５　サンシティシバタⅡ301号
債務者　東工業こと　東　　賢司
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
京都府亀岡市大井町土田２丁目１番16－703号　Ｓ．Ｙグランドビル
債務者　中野　　丞
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第１１７２号
大阪市福島区海老江８丁目13番６号　ＴＯＷＮ　Ｍ２　海老江　101号
債務者　酵素キッチン優’ｓこと　畑原智恵美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４２号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番６号　パークサンハイツ402号
債務者　古石　正作
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７１号
大阪市東住吉区桑津２丁目13番４－302号
債務者　阿部　百代
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７３号
大阪市淀川区十三本町１丁目19番22号　マンションおひろ　403号
債務者　下向　辰義
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１５号
大阪府八尾市美園町４丁目47番地の１
債務者　髙橋　　勲
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部